

おがわ
男女共同参画推進プラン
(第2次)

平成24年3月

小川町

はじめに

少子高齢化が進行する中、豊かで活力ある経済・社会を創造していくためには、男女が互いにその人権を尊重し合い、あらゆる分野に参画する機会が確保され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が求められています。



小川町では、平成2年に小川町婦人問題協議会が設置されてから、平成5年3月に「小川町女性プラン」、平成12年3月に「おがわ男女共生プラン」、平成18年3月に「おがわ男女共同参画推進プラン」を策定し、様々な施策に取り組んで参りました。

このたび、まちづくりの指針となる第4次総合振興計画の後期基本計画を受け、今までの「おがわ男女共同参画推進プラン」の基本理念を継承しつつ、男女共同参画の総合的かつ効果的な推進を図るため、新たに「配偶者からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を盛り込んだ「おがわ男女共同参画推進プラン(第2次)」を策定いたしました。

このプラン策定にあたり、小川町男女共同参画推進協議会の皆様には貴重なご意見・ご提言を賜り心から感謝申し上げます。

今後、この推進プランを基本に、町民の皆様、関係機関や諸団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組んで参りますので、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成24年3月

小川町長 笠原喜平

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の背景	3
3. 計画の性格	11
4. 計画の期間	11
第2章 計画の基本的な考え方	13
1. 基本理念	15
2. 基本目標	15
3. 施策の体系	17
第3章 施策の展開	19
基本目標1 男女がともに参画できる社会づくり	21
基本目標2 男女平等の意識づくり	26
基本目標3 男女がともに働きやすい環境づくり	32
基本目標4 家庭と仕事・地域活動の両立支援	37
基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶	45
基本目標6 生涯にわたる健康支援	47
第4章 計画の推進	51
第5章 資料	55